

ダニエルズ歴史班 A

雲南思茅における山地開発と住民による環境保全措置の歴史に関するノート
 クリスチャン・ダニエルズ (東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所)

キーワード： 漢族移民、茶樹栽培、山林伐採、洪水、毒流しによる漁撈

調査期間・場所：2003年11月24日～12月23日 中国雲南省大理地区と思茅地区

A Note on the History of Measures for Environmental Conservation Adopted in Response to the Opening of Hill Land in Simao, Yunnan, China

Christian Daniels

(Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa, Tokyo University of Foreign Studies)

Keywords: Han Chinese immigration, tea growing, felling hill forests, floods, fishing with poison

Research Period and Site: 2003, November 24-December 23, Daili and Sibao Districts, Yunnan, China

要旨：本稿では、思茅の生態環境史に大きな影響を与えた漢族移民が入植する以前にタイ族の政権が存在したこと、及び18世紀における漢族商人による思茅山地の開発という二つの要因を指摘した後、この度の調査で得た碑文資料に基づいて、18世紀末19世紀初め、現地の住民がこの開発に対して自発的に採択した環境保全措置とその意義を紹介する。

1. はじめに

本班は、雲南省元江以南、つまり東は紅河から玉溪地区、思茅地区を経て、西は大理地区の巍山県まで延びる広い地域を研究対象にしている。ここはもともと非漢族の居住地域であり、その生態環境は14～15世紀以降入植してきた漢族移民が持ち込んだ商品経済によって徐々に改変させられたと考えられるが、当該地域の生態環境が具体的にどのような要因によって改変したか、またその改変の具体的な過程を解明することが5年をかけて行なう本班の基本作業である。本稿では、思茅の生態環境史に大きな影響を与えた漢族移民が入植する以前にタイ族政権が存在したこと、及び18世紀における漢族商人による思茅山地の開発という二つの要因を指摘した後、この度の調査で得た碑文資料に基づいて、現地の住民がこの開発に対して自発的に採択した環境保全措置とその意義を紹介する。

2. 漢族移民が入植する以前のタイ族政権

思茅地区は、人文地理的要素からみて、シブソンパンナー（西双版纳自治州）、及びラオス北部と連続している亜熱帯地域に属しており、民族の居住方式と地形において類似性がみられる。ここでは政治・社会組織の類型が、生態環境によって大きく異なっている。盆地や河谷平野で水稲耕作に従事するタイ系民族（自称をタイ Tay とする西南タイ諸語の話者）は、古くから盆地と周辺の山地をムン (mäng) [本稿ではタイ語のローマ字化は新谷忠彦編2000 による] という自立的政治単位として盆地国家を作り上げてきた。各ムンはツァオムン (caw mäng)、ないしチャオ・ムアンというリーダーによって統治されたが、複数のムンがまとまれば盆地連合国家が形成される。盆地連合国家の頂点に立つ首長は、ツァオファー (caw faa、または caw phaa) と呼ばれ、各ムンのリーダーを統合して国王として盆地連合に君臨する。

これらの王国は、盆地のタイ系民族と山住みのモン・クメール系、チベット・ビルマ系を統べる政治権力を十分に具備していた。タイ族はもともと貴族（統治者）と平民（被統治者）から構成される階層的な社会を形成していたため、統治者が平民から租税と兵役を含む徭役を徴収することによって政権を運営する仕組みが容易にできてしまった。例えば、シブソンパンナー王国では、平民は王族に対する隷属の度合いからタイムン（先住民、比

較的に独立・自立している農民)とクンフンツァオ(王族の隷属民)という二つに大別できる。タイ族の統治者は、盆地住民のみならず、山地民に対しても行政を実施しており、シブソンパンナーとムンレム両王国では、山地の行政がクエン(Khwèn)という単位を通じて実施された[Kato 1997: 4]。タイ系民族王国の運営において、異民族集団の文化的同化よりも、徭役に基盤を置く統治者の行政制度に異民族集団を組み込んで統治するという政治的統合のほうが遥かに重要な役割を演じていた。

生業からみれば、タイ系民族の政権は、水田耕作と焼畑耕作という異なる農業技術システムで生計を立てる民族を一つの政治システムの中で統治していたが、ムン権力の経済基盤は主に盆地に定住する水稻耕作民であるタイ系民族に置かれていた。山住みのモン・クメール系とチベット・ビルマ系諸民族は焼畑農耕を営んでいたが、彼らの生産性はタイ系民族より低い上に不安定で、村落の離散集合も頻発していたため、タイ族の統治者が彼らから恒常的に徴収し得る租税や労働力がおのずと限られていた。しかし、それでも山地民はタイ族の統治者にとって重要な構成員であった。タイ族統治者が遠隔貿易に使用する商品はしばしば山地から入手していたからである。思茅地区では統治者が自己の富を増やすために、茶、塩、鉱山物や林産物などのローカルな産物を用いて積極的に交易に参加したと考えられる[Kato 1997: 11-13; 加藤 2001]。

生態環境史にとって、タイ族政権の存在はどのような意義をもっているであろうか。第一に、盆地平野ではタイ族政権の統治が堅固であるため、漢族の移民は容易に盆地平野に入植して商品経済生産を進行させることができなかった。盆地では土地は主に低開発レベルの水稻耕作に利用された。第二に、山地ではタイ族政権の統治能力が比較的緩やかであったため、そこでは漢族移民が商業活動を展開しやすかった。したがって、18世紀以降、漢族が進出した山地では開発によって生態環境にさまざまな問題(第3章を参照)が生じやすくなった。

3. 漢族商人・清朝官吏と貨幣経済

中国王朝権力は、タイ族政権を廃止してその領土を直轄地化することによって、漢族移民が入植できる下地を堅固なものにしていった。この傾向は1720年代から顕著に見られるようになった。清朝は雍正2(1724)年に威遠土州を、雍正4(1726)年6月に鎮沅府土知府の在来政権をそれぞれ廃止し、中国内地と同様な行政制度を設置した。また、雍正7(1729)年、シブソンパンナー王国領内のメコン河東岸の六パンナーが直轄地化された[ダニエルス 2004: 99-103]。1720年代直轄地化が開始した際、茶葉を買い付ける商人のみならず、サービスを売る職人も主要な茶山地である普洱府の六茶山を訪れていたが、18世紀末までには状況が一変した。

檀萃(1724~1801)輯『滇海虞衡志』巻十一、「志草木」は「山に入りて茶を作る者數十萬人にして、茶客は各處より收買し、每▼つね▼に路に盈▼み▼つ。大錢糧と謂ふべきなり」(「入山作茶者數十萬人、茶客收買於各處、每盈路可謂大錢糧矣。」)と伝えており、18世紀末に茶山に寄留する漢族人口がかなり増加して、茶葉の栽培が増大したことが分かる。19世紀を通じて、漢族商人が茶の生産を強く管理するようになったと考えられるが、20世紀前半では茶葉の加工は漢族の会社がタイ族貴族と協力しながら行なった。メコン河西岸の茶生産の中心であったムンハイ(猛海)では、漢族の会社がタイ族の平民から賃貸した土地を又貸して小作人に茶樹を栽培させた。また、会社はムンの統治機構から官職を授与された山地民の頭目を仲買人として焼畑農耕民から茶葉を入手していた。メコン河東岸の主要な茶産地であるイグー(易武)では、漢族の会社の経営者はタイ族貴族との婚姻を通じて土地を利用していた[HILL 1998: 78-86]。しかし、1720~30年代において漢族商人は、まだ20世紀ほど堅固たる足場を築き上げていなかったと考えられる。

思茅地区では歴史上、中国内地市場向けの商品経済がもっとも早く持ち込まれたのは茶山であった。1720~30年代において漢族商人が高利貸しをしたり、清朝の文武官がさまざまな不正な手段で山地民から茶葉の利益を取り上げたりして山地民の不満を買った[ダニエルス 2004: 112-119]。漢族が山地に入植して茶葉栽培を開始した過程はまだ明らかにされていないが、次章で紹介する碑文資料から山地開発が生態環境に大きな変化をもたらしたことが見てとれる。

4. 山地開発に伴う生体環境の改変に対する住民の対応

1) 碑文のテキスト

思茅地区各地に残る碑文は、国家政策と漢族移民の関係、土地開発と商業生産の導入など生態環境を改変したさまざまなできごとを記録しており、この貴重な史料の分析を通じて時間軸で生態環境が具体的にどのような要因によって変化したかを明らかにすることができると考えられる。2003年11月～12月の碑文調査で、悪化した生態環境に対する地域住民の対応を明示する碑文が見つかり、先行研究にはこのような事例は見られないことから、ここでそれを紹介しておく。

まず、掲載の碑文について断らなければならない特別な事情がある。この碑文はいずれも未将来資料であり、積文は本班の正式な記録法によるものではなく、ダニエルスが野帳に残した抄録に基づいて起こした積文である。そのため、掲載の積文は文字の正確さという点において問題が残っており、非公式という形で本プロジェクトの構成員にのみ紹介するものと考えて頂きたい。公式な発表は拓本やデジタルカメラによる映像が将来され、綿密な校正を待たざるを得ない。この事情に鑑み、掲載積文の引用・複製をお断りする。

以下、三つの碑文の積文と試訳を列挙する。

A. 普洱県孟先郷和平村東洒小組にある「封山護林碑」



永遠遵守 為公禁育養樹木以厚水源灌蔭田畝事。凡東洒人戸公同約禁、各宜遵守。毋許越界砍伐樹木。若有違禁不遵者、罰銀三兩祭神公費。

箐中育樹、前至秧田、後至山梁止。

箐右育樹、前至神廟、後至山崗止。

箐立育樹齊界石内止。

乾隆六十年二月初一日公禁立碑為據。

試訳

「永遠に遵守せよ。公禁して、樹木を育養▲やしな▲い、以って水源を厚くして田畝を灌蔭▲かんがい▲するための事にす。凡▲およ▲そ東洒▲とうしゃ▲の戸は、公同▲きょうどう▲禁を約して、各々宜しく遵守すべし。界を越えて樹木を砍伐▲ばっさい▲することを許すなかれ。若し禁を違えて遵▲したが▲わざる者あれば、銀三兩を罰して神を祭る公費とす。

箐▲さわ▲の中に樹を育▲そだ▲てること、前は秧田▲おうでん▲に至り、後は山梁▲やまのせ▲に至りて止まる。

箐の右に樹を育▲そだ▲てること、前は神廟に至り、後は山崗▲おか▲に至りて止まる。

箐に立つるの育樹齊界石の内にて止まる。

乾隆六十年二月初一日禁を公にして碑を立てて據となす」

B. 普洱県把邊郷把邊村把邊上街小組 刀躍進保管の「砍樹禁約碑」



把邊來龍後山、因前混砍樹木挖種山地、以致山崩地塌土石填塞箐溝、嘉慶九年九月初十日箐水泛漲已將公館廟宇街坊房屋冲壞。已經會同頭人鄉耆、公議寫立禁約、告戒所有後山附近不得砍伐挖種山地、數年以來稍得無患。惟恐日久有等無知之輩、仍然夜於後山砍樹種地以致人民復經水患、故此重立禁約、再為告知把邊漢夷人等嗣後務遵禁約、不得在於後山附近左右山頭山脚仍然田邊帶砍柴砍樹種山地。不惟可以保固後山來龍、而且日後永遠不致坍塌冲壞房屋之患、將來可共樂平安之福、如有不遵禁約仍行復往後山砍柴砍樹種山地者、查出報。經頭人鄉耆理論罰銀陸兩、入廟充公。倘有不遵議罰定、即稟官究治。是以重立禁約告白。

嘉慶十三年九月二十一 [以下欠損] 同立

「把邊の來龍後山は、前において混▲みだり▲に樹木を砍▲き▲り、山地を挖種▲たがや▲し、以って山崩れ地塌▲お▲ち、土石、箐溝▲さわ▲を填塞するを致すに因り、嘉慶九年九月初十日において、箐水▲さわのみず▲泛漲し、已▲すで▲に公館廟宇街坊房屋を將って冲壞す。已に頭人▲かしら▲と郷耆▲きょうき▲と會同して公議を経て、禁約を寫▲か▲き立▲た▲て、後山附近の有る所において、砍伐して山地を挖種▲たがや▲すを得ざるを告戒せり。數年以來、稍▲やや▲患▲わずら▲い無きを得るも、惟だ日久しく有等無知之輩、仍然▲いぜん▲として夜、後山において樹を砍▲き▲り地を種▲う▲え、以って人民復た水患▲すいがい▲を経るに致▲いた▲るを恐れて、此れ故重ねて禁約を立て、再び為に告知するに、把邊の漢夷人等、嗣後▲いご▲務めて禁約に遵い、後山附近の左右、山頭や山脚に、仍然▲いぜん▲として田邊帯に在りても柴を斫り樹を斫り山地を種うるを得ず、と。惟だ以って後山の來龍を保固すべくのみならず、而且▲なおか▲つ日後永遠に坍塌▲ほうかい▲し房屋を冲壞するの患いにも致らしめず、將來共に平安の福を楽しむべし、如し禁約に遵わず、仍▲なお▲後山に復往▲いきき▲して柴を斫り樹を斫り山地に砍種▲やきはた▲を行なう者有れば、查出して報▲しら▲せよ。頭人と郷耆の理論を経て銀陸兩を罰し、廟に入れて充公する。倘▲も▲し議罰の定めに遵わざるもの有れば、即ち官に稟 [報告] して究治せよ。是を以って重ねて禁約を立てて告白す。

嘉慶十三年九月二十一 [以下欠損] 同立

C、普洱県把邊郷把邊村把邊上街小組 刀躍進保管の「藥禁碑」



藥禁碑

縣止堂唐示

放藥毒魚 大傷生命

論爾村衆 一體嚴禁

倘敢故違 提案懲儆

自示之後、永遵斯令

光緒二十年吉月日 立

藥を放ちて魚を毒するは大いに生命を傷▲きず▲つく。

爾▲これ▲を村衆▲むらのしゅう▲と論じて一體に嚴禁す。

倘▲も▲し敢えて故▲わざ▲と違えるものあれば、提案懲儆す。

これを示せる後より、永らく斯の令に遵う。

光緒二十年吉月日 立

2) 碑文の内容

碑文(A)は 乾隆60(1795)年2月初1日に立てられた「永遠遵守」の篆額のある碑文で、18世紀末には東洒小組の盆地をめぐる山地では、森林の伐採によって水田の灌漑用水が減少した問題が生じていた。水源を保護するため、東洒▲とうしゃ▲の住民は、一定の範囲内において樹木を伐採してはならない、特に箒▲せい▲と呼ばれる溪谷や沢の中、または周辺で樹木を残すことを取り決めていた。罰則も設けられている。

碑文(B)把邊江沿いに位置する把邊の裏山で樹木を伐採し土地に作物を植えたことによって、嘉慶9(1804)年9月初10日洪水が起こり町の家屋、公館や廟宇などの建物が水に流された。その後に山地での樹木伐採を禁止して、禁令を碑文に刻んで公開したにもかかわらず、人々はなお夜密かに山地の開発を続けたため、嘉慶13(1808)年9月21日にもう一度禁令を發布して碑文を立てたが、今回は違反者に対する6兩の罰金が盛り込まれている。この禁約は「把邊漢夷人」を対象としているが、ここでの開墾の社会史はまだ不明であり、非漢族(夷人)もこの開発行為に携わっていたかどうかは判断し難い。しかし、禁止された開発行為ははっきりしており、すなわち以下の行為である。後山附近やその左右の山頂(山頭)、山裾(山脚)や水田周辺において、薪を切ったり樹木を伐採したり、また山地を耕作したりすることが禁止され、さらに「砍種山地」という表現から、この付近の山地における焼畑農耕も禁止の対象になっている。これら諸行為によって、雨季には土砂災害が起こっていた。人口の増大によって山地の開墾が進行し、景観も変化している。廟や公館という漢族商人の施設が建設されていることから、19世紀初めまで、把邊辺りには漢族の入植者人口が増大していたこと

が読み取れる。

碑文（C）は、19世紀末において、住民は把邊江で毒を流して漁猟をしていたが、それが河川の生物資源の枯渇を招くと認められた（「薬を放ちて魚を毒するは大いに生命を傷▲きず▲つく」）ため、禁止された事実を伝えている。

5. 終わりに

18世紀以降、漢族などの移民が思茅地区の山地で行なった開発が自然災害を引き起こしたことは確かであるが、実態を明らかにするためには今後碑文やその他の史料を通じてさらなる系統的な分析が必要である。この度の調査で収集した碑文資料から開発によって発生した自然災害の対策については、以下の二点が指摘できる。

[1] 18世紀の末から自然災害の対策は、地域住民によって決定・実行されたパターンが読み取れる。地域住民が災害の再発防止に合意の上、山地での開発を禁止、あるいは制限する取り決めをした。注目すべきことは、これらの禁令は政府によって発布されたのではなく、地域住民自らが共同で取り決めたものである。

[2] 罰金が課せられた場合、それは地域住民に還元された。廟は共同施設であり、その収入で堤防の修理費や行政費の支出など村落の住民に関わる公共事業を維持していたが、罰金はその諸事業に充当されたであろう。違反者は罰金で処理されるのが基本だが、官僚に訴え出るのは最後の手段であった。

文献

ダニエルス、クリスチャン 2004 「雍正七年清朝によるシブソンパンナー王国の直轄地化について—タイ系民族王国を揺るがす山地民に関する一考察—」『東洋史研究』 62 : 4 : 94 ~ 128.

HILL, Ann Maxwell 1998 Merchants and Migrants; Ethnicity and Trade among the Yunnanese Chinese in Southeast Asia, Monograph 47, Yale University Southeast Asian Studies, New Haven.

KATO, Kumiko 1997 Changes in Sipsongpanna in the Eighteenth Century: focusing on the 1720s and 1730s. 『名古屋大学文学部研究論集』 128・史学 43

加藤久美子 2001 「シブソンパンナー、ムン権力の交易への関わり—ナーボーイをめぐって」(『名古屋大学東洋史研究報告』第 25 号

新谷忠彦編 2000 『シャン (Tay) 語音韻論と文字法』 アジア・アフリカ言語文化研究所、東京.

Synopsis : This paper introduces the significance of the measures for environmental conservation taken by local people in the late 18th and early 19th century that are recorded in stone inscriptions discovered in a field survey conducted in Simao, as well as pointing out two important factors which influenced local environmental history; the existence of political regimes controlled by Tai Ethnic groups and the opening up of hill land in Simao by Han Chinese merchants in the 18th century.